

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
8月2日
(金曜日)

目 次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告
建築士の免許の取消し(建築指導課).....
- 教委公告
契約の締結.....
- 雑報
県報の正誤(令和六年七月三十日山口県報定期の目次).....

山口県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年八月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 橋東和線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
大島郡周防大島町大字地家室字浜七 八九の六地先から 同郡同町同大字字地蔵浜西 七二一の八地先まで	旧	最狭 二・三・五 最狭 二・三・一	三・四・〇・七	
大島郡周防大島町大字地家室字浜七 八九の六地先から 同郡同町同大字字地蔵浜西 七二一の八地先まで	新	最狭 二・三・九 最狭 二・三・一	三・四・〇・七 二・八・二・〇	ダブルウェイ

道路の種類 県道
路線名 伊保庄平生線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡平生町大字大野南字寺田八一 七の二地先から 同郡同町同大字 の一地先まで	旧	最狭 六・四・九	一八四・五	
熊毛郡平生町大字大野南字寺田八一 七の二地先から 同郡同町同大字 の一地先まで	新	最狭 六・四・九	一八四・五	

(一三六) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二三二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和六年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
村田 安雄	木造建築士	第五一号	令和六、七、二六	死亡



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年八月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教育情報化推進室 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県教育ダッシュボード設計・開発等業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年五月二十九日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ナレッジコミュニケーション 千葉県市川市相之川三丁目一三番二三号

六 契約金額

四千二百五十七万三千百十八円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



正 誤

令和六年七月三十日山口県報（定期）の目次

誤	岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の認可（都市計画課）
正	岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の認可（住宅課）

令和六年八月二日印刷
令和六年八月二日発行

発行人

山口県知事